

令和5年2月17日

記者発表資料

総務部  
財政部



# 令和5年第1回徳島市議会定例会 (提出議案等)

## 1 予算議案 (17 件)

- ① 令和5年度徳島市一般会計予算
- ② 令和5年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算
- ③ 令和5年度徳島市食肉センター事業特別会計予算
- ④ 令和5年度徳島市奨学事業特別会計予算
- ⑤ 令和5年度徳島市土地取得事業特別会計予算
- ⑥ 令和5年度徳島市介護保険事業特別会計予算
- ⑦ 令和5年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- ⑧ 令和5年度徳島市職員給与等支払特別会計予算
- ⑨ 令和5年度徳島市中央卸売市場事業会計予算
- ⑩ 令和5年度徳島市商業観光施設事業会計予算
- ⑪ 令和5年度徳島市水道事業会計予算
- ⑫ 令和5年度徳島市公共下水道事業会計予算
- ⑬ 令和5年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算
- ⑭ 令和5年度徳島市市民病院事業会計予算
- ⑮ 令和4年度徳島市一般会計補正予算 (第8号)
- ⑯ 令和4年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算 (第2号)
- ⑰ 令和4年度徳島市水道事業会計補正予算 (第3号)

## 2 条例議案（15件）

- ① 徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市職員互助団体に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市私債権の管理に関する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市デジタル・トランスフォーメーション推進基金条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑧ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑨ 徳島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑩ 徳島市立保育所条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑪ 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑫ 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑬ 徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑭ 徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑮ 徳島市立徳島城博物館条例及び徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例を定めるについて

## 3 単行議案（9件）

- ① 市道路線の廃止について《2路線》
- ② 市道路線の認定について《8路線》
- ③ 工事請負契約の締結について《助任橋橋梁下部工事》
- ④ 小松島市との間における事務の受託の廃止について
- ⑤ 勝浦町との間における事務の受託の廃止について
- ⑥ 石井町との間における事務の受託の廃止について
- ⑦ 松茂町との間における事務の受託の廃止について
- ⑧ 北島町との間における事務の受託の廃止について
- ⑨ 公有水面の埋立てについて《津田海岸町》

## 4 報告（19件）

- ① 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ④ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《訴訟の提起について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《訴訟の提起について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：西部環境事業所）》
- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：公園緑地課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：東部環境事業所）》
- ⑮ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑯ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業宮島江湖川橋（仮称）橋梁右岸下部工事：道路建設課）》
- ⑰ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（田宮西ポンプ場5号雨水ポンプ設備工事：河川水路課）》
- ⑱ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業旭野1号水路改良工事（1工区）：広域道整備課）》
- ⑲ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（新浜ポンプ場1号雨水ポンプ設備改築工事：河川水路課）》

## 5 提出（1件）

- ① 令和5年度の公社等の事業計画の提出について

## 6 （追加提出予定議案等）

- ① 人事議案（2件）
  - (1) 監査委員の選任について
  - (2) 教育委員会教育長の任命について
  
- ② 諮問（3件）
  - (1) 人権擁護委員候補者の推薦について
  - (2) 人権擁護委員候補者の推薦について
  - (3) 人権擁護委員候補者の推薦について

## 7 （今後専決処分を必要とするもの）

- ① 徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 令和4年度徳島市一般会計補正予算（第9号）

# 令和5年第1回徳島市議会定例会

## (条例議案の概要説明)

- ① 徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を定めるについて
  - 1 所掌事務の改正

徳島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、徳島市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に、同条例の規定による審査請求に係る諮問に応じて調査審議し、答申することを加える。
  - 2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。
  
- ② 徳島市職員互助団体に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
  - 1 構成職員の改正

会計年度任用職員の福利厚生を拡充させるため、職員互助団体を構成する職員の範囲に、会計年度任用職員のうち徳島県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合徳島支部の組合員である職員を加える。
  - 2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。
  
- ③ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
  - 1 動物園業務手当の改正

新たに動物飼育技師を採用することに伴い、動物園業務手当の支給を受ける者の範囲に、動物園に勤務する動物飼育技師で動物取扱業務に従事したものを加える。
  - 2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。
  
- ④ 徳島市私債権の管理に関する条例を定めるについて

市の私債権の管理に関する事務の処理に関し、必要な事項を定めることにより、市の私債権を適正に管理するため、徳島市私債権の管理に関する条例を制定する。

## 1 用語の定義

- (1) 市の私債権 金銭の給付を目的とする市の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。
- (2) 市長等 市長及び公営企業管理者をいう。

## 2 他の法令等との関係

市の私債権の管理に関する事務の処理については、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 3 適正な管理

市長等は、市の私債権について、台帳を整備する等の必要な措置を講ずることにより、適正な管理を行わなければならない。

## 4 督促，強制執行等

- (1) 市長等は、市の私債権の督促，強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置については、法令等の定めるところによりこれを行わなければならない。
- (2) 市長等は、市の私債権の徴収停止若しくは履行期限の延長又は市の私債権に係る債務の免除については、法令の定めるところによりこれを行うことができる。
- (3) 市長等は、前記(1)及び(2)の規定の適用に当たっては、債務者の資力の状況等を考慮しなければならない。

## 5 債権の放棄

市長等は、市の私債権について、次のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る損害賠償金その他徴収金を放棄することができる。

- (1) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法，会社更生法その他の法令の規定により，債務者が当該市の私債権についてその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し，その相続人が限定承認をした場合又は相続人のあることが明らかでない場合において，その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該市の私債権に優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。
- (4) 債務者が，生活保護法の規定に基づく保護を受けるなど，無資力又はこれに近い状態にあり，弁済の見込みがないと認められるとき。
- (5) 債務者が，失踪，所在不明その他これらに準じる事情にある場合において，当該

市の私債権を回収できる見込みがないとき。

## 6 委任

この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

## 7 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## ⑤ 徳島市デジタル・トランスフォーメーション推進基金条例を定めるについて

デジタル技術の活用により、市民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図る事業を推進するため、徳島市デジタル・トランスフォーメーション推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

### 1 積立て

(1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(2) 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は、積み立てる額に充てることができる。

### 2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### 3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、デジタル技術の活用による市民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図る事業の経費に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

### 4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### 5 処分

基金は、デジタル技術の活用による市民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図る事業の経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

### 6 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 7 施行期日

公布の日から施行する。

## ⑥ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

### 1 手数料の新設

- (1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正により、マンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定制度が創設されることに伴い、管理計画の認定事務に係る手数料を次のように定める。

区 分		手数料の額 (1件につき)
管理計画の認定を申請する場合	適合証の添付あり	3,800円
	適合証の添付なし	26,000円
管理計画の認定の更新を申請する場合	適合証の添付あり	3,800円
	適合証の添付なし	26,000円
管理計画の変更の認定を申請する場合		13,000円

- (2) 建築基準法の改正により、住宅又は老人ホーム等に設置する給湯設備の機械室等について、国土交通省令で定める基準に適合する場合には建築審査会の同意を得ることなく容積率を緩和できる認定制度が創設されることに伴い、当該認定申請に係る手数料を1件につき27,000円とする。

### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## ⑦ 徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて

公金の取扱いに係る本市及び金融機関の事務負担の軽減を図るため、督促手数料を廃止することに伴い、本市の関係条例について改正する。

### 1 督促手数料の廃止

次の条例において、督促手数料に関する規定を削る。

- (1) 徳島市市税賦課徴収条例
- (2) 徳島市公共下水道事業条例
- (3) 徳島市国民健康保険条例
- (4) 税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例
- (5) 徳島市介護保険条例
- (6) 徳島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- (7) 徳島市後期高齢者医療に関する条例

## 2 題名の改正

前記1の(4)の条例の題名を「税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改める。

## 3 関係条例の改正

徳島市立幼稚園条例を改正し、前記2の改正に伴う規定を整備する。

## 4 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講じる。

## ⑧ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が施行されることにより、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されることに伴い、コンビニエンスストア等に設置された端末機による印鑑登録証明書の交付について、次のとおり改正する。

### 1 印鑑登録証明書の交付

印鑑登録者は、自ら端末機に電子証明書が記録されたスマートフォンを使用して認証することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

### 2 登録印鑑の証明の拒否

端末機による交付において、電子証明書が失効しているときは、登録印鑑の証明をしないものとする。

### 3 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

⑨ 徳島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部が施行されることにより、子ども・子育て支援法が改正されることに伴い、本条例において引用する同法の条項を整備する。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

⑩ 徳島市立保育所条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 保育所の廃止

新たな市立教育・保育施設の再編計画に基づき、徳島市立南井上保育所を廃止する。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

⑪ 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 住宅の廃止

建物の老朽化が進み、公営住宅としての機能を果たせなくなったため、津田住宅及び南蔵本住宅を廃止する。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

⑫ 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正等に伴い、次のとおり改正する。

1 出産育児一時金の支給額の改正

出産育児一時金の支給額を48万8,000円（現行 40万8,000円）とする。

2 後期高齢者支援金等賦課限度額の改正

後期高齢者支援金等賦課限度額を22万円（現行 20万円）とする。

3 保険料の軽減措置の拡大

保険料の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき

金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては29万円（現行 28万5,000円）に、2割軽減の対象となる世帯にあつては53万5,000円（現行 52万円）に引き上げることとする。

#### 4 所要の改正

特例対象被保険者等に係る届出の際に用いることができる書類に、雇用保険受給資格通知を加える。

#### 5 施行期日等

(1) 令和5年4月1日から施行する。

(2) 前記1については、この条例の施行日以後に給付事由が生じた者から、前記2及び3については、令和5年度以後の年度分の保険料から適用する。

### ⑬ 徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を定めるについて

下水道法施行令の改正に伴い、都市下水路の維持管理の技術上の基準を次のとおり改正する。

#### 1 樋門又は樋管の点検に係る基準の新設

排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、下水道法施行令に定める基準を参酌して、当該樋門又は樋管の点検を1年に1回以上行うこととする。

#### 2 施行期日

公布の日から施行する。

### ⑭ 徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 幼稚園の廃止

新たな市立教育・保育施設の再編計画に基づき、次の幼稚園を廃止する。

(1) 徳島市立昭和幼稚園

(2) 徳島市立城東幼稚園

(3) 徳島市立佐古幼稚園

(4) 徳島市立沖洲幼稚園

(5) 徳島市立加茂名南幼稚園

(6) 徳島市立川内南幼稚園

(7) 徳島市立南井上幼稚園

2 位置の変更

徳島市立加茂名南幼稚園の廃止に伴い、徳島市立加茂名幼稚園の位置を徳島市鮎喰町2丁目11番地の1（現行 徳島市庄町5丁目14番地の8）とする。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

⑮ 徳島市立徳島城博物館条例及び徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条例を定める  
について

1 条項の整備

博物館法の改正に伴い、次の条例において引用する同法の条項を整備する。

(1) 徳島市立徳島城博物館条例

(2) 徳島市立考古資料館条例

2 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## 令和5年度各会計予算規模

会 計 名	令和5年度	令和4年度	比 較	
	予 算 額 A	予 算 額 B	増 減 額 A - B	増減率
	千円	千円	千円	%
1 一 般 会 計	107,710,000	106,310,000	1,400,000	1.3
2 国民健康保険事業特別会計	24,330,997	24,571,078	△ 240,081	△ 1.0
3 食肉センター事業特別会計	189,099	152,780	36,319	23.8
4 奨学事業特別会計	20,404	28,368	△ 7,964	△ 28.1
5 土地取得事業特別会計	492,296	491,906	390	0.1
6 介護保険事業特別会計	28,173,447	27,656,199	517,248	1.9
7 後期高齢者医療事業特別会計	4,309,912	4,170,837	139,075	3.3
○ 住宅新築資金等貸付事業特別会計		1,604	△ 1,604	皆減
8 中央卸売市場事業会計	735,408	680,614	54,794	8.1
9 商業観光施設事業会計	334,400	228,980	105,420	46.0
10 水道事業会計	11,769,255	8,491,239	3,278,016	38.6
11 公共下水道事業会計	9,949,951	9,229,398	720,553	7.8
12 旅客自動車運送事業会計	561,946	588,331	△ 26,385	△ 4.5
13 市民病院事業会計	13,404,224	12,883,116	521,108	4.0
合 計	201,981,339	195,484,450	6,496,889	3.3

(注) 職員給与等支払特別会計は除く。

## 令和5年度一般会計予算款別歳入内訳表

款	令和5年度		令和4年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
	A		B		A-B	
	千円	%	千円	%	千円	%
1 市 税	41,259,424	38.3	40,650,160	38.2	609,264	1.5
2 地 方 譲 与 税	634,930	0.6	646,500	0.6	△ 11,570	△ 1.8
3 利 子 割 交 付 金	22,000	0.0	30,000	0.0	△ 8,000	△ 26.7
4 配 当 割 交 付 金	470,400	0.4	292,000	0.3	178,400	61.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	280,000	0.3	384,000	0.4	△ 104,000	△ 27.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	657,800	0.6	641,000	0.6	16,800	2.6
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,647,300	6.2	5,783,000	5.4	864,300	14.9
8 ゴルフ場利用税交付金	29,100	0.0	31,000	0.0	△ 1,900	△ 6.1
9 環 境 性 能 割 交 付 金	47,400	0.0	41,000	0.0	6,400	15.6
10 地 方 特 例 交 付 金	199,400	0.2	191,600	0.2	7,800	4.1
11 地 方 交 付 税	11,263,000	10.5	11,478,000	10.8	△ 215,000	△ 1.9
12 交通安全対策特別交付金	51,000	0.0	51,000	0.1	0	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	413,186	0.4	472,367	0.5	△ 59,181	△ 12.5
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,467,322	1.4	1,487,998	1.4	△ 20,676	△ 1.4
15 国 庫 支 出 金	22,882,547	21.2	22,365,806	21.0	516,741	2.3
16 県 支 出 金	8,608,078	8.0	8,955,373	8.4	△ 347,295	△ 3.9
17 財 産 収 入	125,643	0.1	99,319	0.1	26,324	26.5
18 寄 附 金	605,480	0.6	508,087	0.5	97,393	19.2
19 繰 入 金	1,177,250	1.1	2,334,872	2.2	△ 1,157,622	△ 49.6
20 諸 収 入	2,360,840	2.2	1,752,418	1.7	608,422	34.7
21 市 債	8,507,900	7.9	8,114,500	7.6	393,400	4.8
合 計	107,710,000	100.0	106,310,000	100.0	1,400,000	1.3

## 令和5年度一般会計予算款別歳出内訳表

款	令和5年度		令和4年度		比較	
	予算額 A	構成比	予算額 B	構成比	増減額 A-B	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
1 議会費	540,956	0.5	547,375	0.5	△ 6,419	△ 1.2
2 総務費	8,729,737	8.1	8,746,781	8.2	△ 17,044	△ 0.2
3 民生費	51,198,208	47.5	51,382,746	48.3	△ 184,538	△ 0.4
4 衛生費	10,610,018	9.8	10,492,661	9.9	117,357	1.1
5 労働費	54,495	0.1	56,533	0.1	△ 2,038	△ 3.6
6 農林水産業費	1,060,254	1.0	1,115,023	1.1	△ 54,769	△ 4.9
7 商工費	1,681,466	1.6	1,609,074	1.5	72,392	4.5
8 土木費	12,478,462	11.6	11,269,113	10.6	1,209,349	10.7
9 消防費	3,125,949	2.9	3,025,673	2.8	100,276	3.3
10 教育費	9,258,357	8.6	9,100,712	8.6	157,645	1.7
11 災害復旧費	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
12 公債費	8,892,098	8.3	8,884,309	8.4	7,789	0.1
13 予備費	50,000	0.0	50,000	0.0	0	0.0
合計	107,710,000	100.0	106,310,000	100.0	1,400,000	1.3

## 令和5年度一般会計予算性質別歳出内訳表

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	予 算 額 A	構成比	予 算 額 B	構成比	増 減 額 A-B	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
義務的経費	63,095,844	58.6	63,599,361	59.8	△ 503,517	△ 0.8
1 人件費	20,592,236	19.1	21,429,940	20.2	△ 837,704	△ 3.9
2 扶助費	33,611,495	31.2	33,285,075	31.3	326,420	1.0
3 公債費	8,892,113	8.3	8,884,346	8.3	7,767	0.1
投資的経費	10,615,929	9.9	8,823,854	8.3	1,792,075	20.3
4 普通建設事業	10,585,929	9.9	8,793,854	8.3	1,792,075	20.4
(1) 補助事業	5,292,011	4.9	3,019,495	2.8	2,272,516	75.3
(2) 単独事業	5,230,918	4.9	5,710,359	5.4	△ 479,441	△ 8.4
(3) 受託事業	63,000	0.1	64,000	0.1	△ 1,000	△ 1.6
5 災害復旧事業	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
6 物件費	12,092,447	11.2	11,935,343	11.2	157,104	1.3
7 維持補修費	1,209,614	1.1	1,141,688	1.1	67,926	5.9
8 補助費等	11,312,982	10.5	10,297,736	9.7	1,015,246	9.9
9 積立金	53,162	0.1	1,049,340	1.0	△ 996,178	△ 94.9
10 投資及び出資金	269,361	0.3	351,922	0.3	△ 82,561	△ 23.5
11 貸付金	776,147	0.7	791,194	0.8	△ 15,047	△ 1.9
12 繰出金	8,234,514	7.6	8,269,562	7.8	△ 35,048	△ 0.4
13 予備費	50,000	0.0	50,000	0.0	0	0.0
合 計	107,710,000	100.0	106,310,000	100.0	1,400,000	1.3

# 特別会計及び企業会計の概要

## 1 国民健康保険事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
1 国民健康保険料	3,817,101	4,016,400	△ 199,299
2 使用料及び手数料	2,225	3,022	△ 797
3 県支出金	17,622,596	17,671,935	△ 49,339
4 財産収入	979	997	△ 18
5 繰入金	2,816,185	2,803,557	12,628
6 諸収入	32,756	32,756	
7 繰越金	39,155	42,411	△ 3,256
歳入合計	24,330,997	24,571,078	△ 240,081

(歳出)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	令和5年度予算額の財源内訳			
				県支出金	保険料	一般会計 繰入金	その他
1 総務費	569,922	716,775	△ 146,853	4,627		565,295	
2 保険給付費	17,326,662	17,496,744	△ 170,082	17,245,193	36,136	45,333	
3 国民健康保険事業費 納付金	6,146,463	6,070,982	75,481	249,635	3,652,116	2,055,557	189,155
4 保健事業費	241,146	239,755	1,391	123,141	117,064		941
5 基金積立金	979	997	△ 18				979
6 公債費	1,000	1,000			1,000		
7 諸支出金	34,825	34,825			785		34,040
8 予備費	10,000	10,000			10,000		
歳出合計	24,330,997	24,571,078	△ 240,081	17,622,596	3,817,101	2,666,185	225,115

## 2 食肉センター事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
1 事業収入	104	104	
2 県支出金	10,000	10,000	
3 繰入金	95,695	85,376	10,319
4 市債	83,300	57,300	26,000
歳入合計	189,099	152,780	36,319

(歳出)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	令和5年度予算額の財源内訳			
				県支出金	一般会計 繰入金	地方債	その他
1 事業費	188,799	152,480	36,319	10,000	95,395	83,300	104
2 予備費	300	300			300		
歳出合計	189,099	152,780	36,319	10,000	95,695	83,300	104

## 3 奨学事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
1 奨学事業収入	11,513	12,671	△ 1,158
2 繰越金	8,891	15,697	△ 6,806
歳入合計	20,404	28,368	△ 7,964

(歳出)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	令和5年度予算額の財源内訳	
				貸付金収入	その他
1 奨学事業費	10,921	11,281	△ 360	10,921	
2 公債費	1	4	△ 3	1	
3 諸支出金	9,482	17,083	△ 7,601	591	8,891
歳出合計	20,404	28,368	△ 7,964	11,513	8,891

#### 4 土地取得事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
1 事業収入	487,801	487,425	376
2 諸収入	4,495	4,481	14
歳入合計	492,296	491,906	390

(歳出)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	令和5年度予算額の財源内訳	
				貸付金 元利収入	基金繰替 運用収入
1 事業費	487,801	487,425	376	487,801	
2 諸支出金	4,495	4,481	14		4,495
歳出合計	492,296	491,906	390	487,801	4,495

#### 5 介護保険事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
1 介護保険料	5,298,368	5,285,711	12,657
2 使用料及び手数料	343	512	△ 169
3 国庫支出金	6,773,490	6,467,331	306,159
4 支払基金交付金	7,376,866	7,237,670	139,196
5 県支出金	3,878,797	3,816,716	62,081
6 財産収入	1,556	1,241	315
7 繰入金	4,843,927	4,846,918	△ 2,991
8 諸収入	100	100	
歳入合計	28,173,447	27,656,199	517,248

(歳出)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	令和5年度予算額の財源内訳			
				国県支出金	保険料	一般会計 繰入金	その他
1 総務費	576,112	573,724	2,388			575,769	343
2 保険給付費	26,474,288	25,970,505	503,783	10,106,885	5,118,568	3,724,323	7,524,512
3 地域支援事業費	1,100,405	1,090,588	9,817	545,402	170,814	155,380	228,809
4 基金積立金	1,556	1,241	315				1,556
5 公債費	2,000	2,000				2,000	
6 諸支出金	9,086	8,141	945		8,986		100
7 予備費	10,000	10,000				10,000	
歳出合計	28,173,447	27,656,199	517,248	10,652,287	5,298,368	4,467,472	7,755,320

## 6 後期高齢者医療事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
1 後期高齢者医療 保険料	3,297,992	3,179,997	117,995
2 使用料及び手数料	61	211	△ 150
3 繰入金	1,005,162	980,698	24,464
4 諸収入	6,697	9,931	△ 3,234
歳入合計	4,309,912	4,170,837	139,075

(歳出)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	令和5年度予算額の財源内訳		
				保険料	一般会計 繰入金	その他
1 総務費	58,503	60,139	△ 1,636		58,354	149
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	4,234,800	4,094,302	140,498	3,297,992	936,808	
3 諸支出金	6,609	6,396	213			6,609
4 予備費	10,000	10,000			10,000	
歳出合計	4,309,912	4,170,837	139,075	3,297,992	1,005,162	6,758

## 7 職員給与等支払特別会計

(歳入)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
1 振替収入	16,602,409	16,543,778	58,631
歳入合計	16,602,409	16,543,778	58,631

(歳出)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	令和5年度予算額の財源内訳
				他会計給与費等振替収入
1 給与等支払費	16,602,409	16,543,778	58,631	16,602,409
歳出合計	16,602,409	16,543,778	58,631	16,602,409

## ○ 住宅新築資金等貸付事業特別会計

(歳入)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
1 貸付事業収入		1,190	△ 1,190
2 繰越金		414	△ 414
歳入合計		1,604	△ 1,604

(歳出)

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較	令和5年度予算額の財源内訳	
				貸付事業 収入	その他
1 貸付事業費		971	△ 971		
2 公債費		633	△ 633		
歳出合計		1,604	△ 1,604		

## 8 中央卸売市場事業会計

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
市場事業収益	622,821	569,946	52,875
市場事業費用	639,074	578,185	60,889
資本的収入	17,775	17,428	347
資本的支出	96,334	102,429	△ 6,095

## 9 商業観光施設事業会計

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
商業観光施設事業収益	200,224	212,631	△ 12,407
商業観光施設事業費用	157,327	200,482	△ 43,155
資本的収入	130,350		130,350
資本的支出	177,073	28,498	148,575

## 10 水道事業会計

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
水道事業収益	5,241,238	5,367,768	△ 126,530
水道事業費用	4,996,824	4,921,631	75,193
資本的収入	4,425,070	1,278,356	3,146,714
資本的支出	6,772,431	3,569,608	3,202,823

## 11 公共下水道事業会計

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
下水道事業収益	4,902,916	4,421,472	481,444
下水道事業費用	4,664,710	4,578,900	85,810
資本的収入	3,868,212	3,550,659	317,553
資本的支出	5,285,241	4,650,498	634,743

## 12 旅客自動車運送事業会計

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
旅客自動車運送事業収益	488,840	480,215	8,625
旅客自動車運送事業費用	556,823	570,020	△ 13,197
資本的収入	188	7,658	△ 7,470
資本的支出	5,123	18,311	△ 13,188

### 13 市民病院事業会計

(単位 千円)

款	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	比較
病院事業収益	11,582,219	11,204,369	377,850
病院事業費用	11,677,727	11,469,358	208,369
資本的収入	1,318,900	1,002,272	316,628
資本的支出	1,726,497	1,413,758	312,739

# 令和5年度当初予算(案)の概要

## 1 一般会計当初予算(案)の概要

### (1) 予算規模

令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
1,077億1,000万円	1,063億1,000万円	14億円	1.3%

### (2) 歳入

#### ① 市税

給与所得の増による個人市民税の増収及び家屋の新增築による固定資産税の増収を見込むとともに、徴収率向上の取組を踏まえ、前年度に比べ、1.5%増の412億5,942万4千円を計上した。

#### ② 地方消費税交付金

前年度の交付見込み及び地方財政計画の動向を勘案し、前年度に比べ、14.9%増の66億4,730万円を計上した。

#### ③ 地方交付税

国の交付総額及び過去の交付状況等を勘案し、前年度に比べ、1.9%減の112億6,300万円を計上した。

#### ④ 国庫支出金

新町西地区市街地再開発事業など投資的経費の増加に伴う、社会資本整備総合交付金等の増加により、前年度に比べ、2.3%増の228億8,254万7千円を計上した。

#### ⑤ 県支出金

四国横断自動車道周辺対策事業の減少に伴う県補助金等の減少により、前年度に比べ、3.9%減の86億807万8千円を計上した。

#### ⑥ 繰入金

新たに設置したデジタル・トランスフォーメーション推進基金等の取り崩しが増加しているものの、前年度に廃止した芸術文化施設建設基金の影響により、繰入金総額では、前年度に比べ、49.6%減の11億7,725万円を計上した。

#### ⑦ 市債

地方財政対策に伴う臨時財政対策債が減少したものの、投資的経費の増加により、前年度に比べ、4.8%増の85億790万円を計上した。

### (3) 歳出

#### ① 義務的経費

人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は、前年度に比べ、0.8%減の630億9,584

万4千円となっている。

その主な要因は、人件費が、定年延長に伴う退職手当の減などにより、8億3,770万4千円減少(3.9%減)したことによるものである。

・人件費	205億9,223万6千円	前年度比	3.9%減
・扶助費	336億1,149万5千円	前年度比	1.0%増
・公債費	88億9,211万3千円	前年度比	0.1%増

## ② 投資的経費

普通建設事業費の総額は105億8,592万9千円で、前年度に比べ、17億9,207万5千円、20.4%の増となっており、その主な要因は、四国横断自動車道周辺対策事業等の事業費が減少したものの、新町西地区市街地再開発事業や、中学校施設整備費が増加したことによるものである。

## ③ 補助費等

補助費等の総額は113億1,298万2千円で、前年度に比べ、10億1,524万6千円、9.9%の増となっており、その主な要因は、後期高齢者医療広域連合負担金や旧文化センター跡地等整備費等が増加したことによるものである。

## ④ 積立金

積立金の総額は5,316万2千円で、前年度に比べ、9億9,617万8千円、94.9%の減となっており、その主な要因は、市民福祉基金および、子ども未来基金への積立金が減少したことによるものである。

## ⑤ 特別・企業会計に対する繰出金等

繰出金等の総額は126億9,373万2千円で、前年度に比べ、2億437万8千円、1.6%の増となっており、その主な要因は、介護保険事業特別会計に対する繰出金の増加や、水道事業会計や市民病院事業会計が実施する建設改良事業への負担金等が増加したことによるものである。

## 2 特別・企業会計予算(案)の概要

会計別	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
特別会計	575億1,615万5千円	570億7,277万2千円	4億4,338万3千円	0.8%
企業会計	367億5,518万4千円	321億167万8千円	46億5,350万6千円	14.5%
合計	942億7,133万9千円	891億7,445万円	50億9,688万9千円	5.7%

(注) 職員給与等支払特別会計は除く。

特別会計では、介護保険事業特別会計や後期高齢者医療事業特別会計が増加したことなどにより、前年度に比べ0.8%増の575億1,615万5千円となった。

企業会計では、建設改良事業費の増などにより水道事業会計および公共下水道事業会計が増加したことなどにより、前年度に比べ14.5%増の367億5,518万4千円となった。

## 令和4年度 3月補正予算の概要

一般会計補正予算（第8号）
---------------

<b>I</b>	<b>国の補正予算を活用した事業</b> . . . . . 【	<b>416,640千円】</b>
	(1) 児童館感染症対策事業費〈子育て支援課〉	6,000千円
	(2) 学童保育事業費〈子育て支援課〉	40,500千円
	(3) 親子ふれあいプラザ感染症対策事業費〈子育て支援課〉	300千円
	(4) 子育て安心ステーション感染症対策事業費〈子育て支援課〉	300千円
	(5) 市立保育所等感染症対策事業費〈子ども保育課〉	10,200千円
	(6) 在宅育児家庭相談室感染症対策事業費〈子ども保育課〉	2,400千円
	(7) 私立保育所等感染症対策事業費〈子ども政策課〉	110,400千円
	(8) 送迎用バス安全装置導入支援事業費〈子ども政策課〉	1,750千円
	(9) 学校施設整備費（小学校）〈教育総務課〉	121,240千円
	(10) 学校施設整備費（中学校）〈教育総務課〉	88,880千円
	(11) 学校保健感染症対策事業費（高等学校）〈市高事務局〉	1,124千円
	(12) 学校保健感染症対策事業費（幼稚園）〈学校教育課〉	3,170千円
	(13) 学校保健感染症対策事業費（小学校・中学校）〈体育保健給食課〉	30,376千円
<b>II</b>	<b>基金への積立て</b> . . . . . 【	<b>1,230,091千円】</b>
	(1) デジタル・トランスフォーメーション推進基金積立金〈デジタル推進課〉	1,000,033千円
	(2) LEDが魅せるまち・とくしま事業推進基金積立金〈経済政策課〉	200,007千円
	(3) 阿波おどり振興基金積立金〈にぎわい交流課〉	30,051千円
<b>III</b>	<b>その他（事業費の増減等によるもの）</b> . . . . . 【	<b>△811,225千円】</b>
	(1) 退職手当〈人事課〉	82,000千円
	(2) 情報システム関係経費〈デジタル推進課〉	△32,500千円
	(3) 庁舎維持補修費〈財産管理活用課〉	990千円
	(4) 庁舎等改修費〈財産管理活用課〉	5,416千円
	(5) 庁舎災害対応機能強化事業費〈財産管理活用課〉	△22,000千円
	(6) 支所改修費〈市民協働課〉	4,675千円
	(7) 市税過誤納還付金等〈納税課〉	206,212千円
	(8) コミュニティセンター大規模改修費〈市民協働課〉	9,533千円
	(9) まちづくり活動センター改修費〈市民協働課〉	7,271千円
	(10) ふるさと応援寄附金事業費〈企画政策課〉	7,030千円
	(11) 個人番号カード交付事業費〈住民課〉	△11,297千円
	(12) 後期高齢者医療広域連合負担金〈保険年金課〉	38,882千円
	(13) 法定児童扶養手当〈子育て支援課〉	△19,800千円
	(14) 法定児童手当〈子育て支援課〉	△7,038千円

(15) 会計年度任用職員給与等（市立保育所等管理費）〈子ども保育課〉	△65,000千円
(16) 教育・保育給付費負担金〈子ども政策課〉	△328,285千円
(17) 教育・保育施設等運営費補助〈子ども政策課〉	△14,108千円
(18) 市立保育所等整備費〈子ども保育課〉	25,818千円
(19) 教育・保育施設等整備事業費〈子ども政策課〉	74,244千円
(20) 医療扶助オンライン資格確認システム導入事業費〈生活福祉第一課〉	16,969千円
(21) 不妊治療助成事業費〈子ども健康課〉	△5,825千円
(22) 小児等定期予防接種費〈子ども健康課〉	△93,071千円
(23) 水道事業会計負担金及び補助金〈環境保全課〉	△50,000千円
(24) 持続可能な環境未来都市形成事業費〈環境保全課〉	△9,834千円
(25) 浄化槽設置推進事業費〈環境保全課〉	△13,134千円
(26) 会計年度任用職員給与等（じん芥収集事業費）〈環境政策課〉	△27,655千円
(27) じん芥処理業務管理費〈環境政策課〉	26,723千円
(28) じん芥処理車両整備費〈環境政策課〉	8,213千円
(29) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業費〈環境政策課〉	△41,472千円
(30) 新規就農者育成総合対策事業費〈農林水産課〉	△33,000千円
(31) 農地集積推進事業費〈農林水産課〉	△3,620千円
(32) 森林整備推進事業費〈農林水産課〉	△6,070千円
(33) コロナ危機突破プロジェクト創造支援事業費〈経済政策課〉	△4,324千円
(34) 企業とちからあわせる支援金給付事業費〈経済政策課〉	△14,966千円
(35) 企業誘致・雇用拡大等推進事業費〈経済政策課〉	△14,337千円
(36) キャッシュレスポイント還元事業費〈経済政策課〉	△120,000千円
(37) 海水浴場開設費〈公園緑地課〉	△23,236千円
(38) 道路橋りょう新設改良費〈道路建設課〉	△13,000千円
(39) 道路メンテナンス事業費〈道路建設課〉	△65,798千円
(40) 県営事業負担金	5,700千円
① 急傾斜地崩壊対策事業〈道路建設課〉	700千円
② 街路事業〈道路建設課〉	5,000千円
(41) 排水施設しゅんせつ費〈河川水路課〉	△3,976千円
(42) 都市下水路ポンプ場改築更新事業費〈河川水路課〉	△62,500千円
(43) 徳島駅前再生事業費〈都市計画課〉	△97,034千円
(44) 教育費退職手当〈教育総務課〉	△17,000千円
(45) 学校需用費（小学校）〈教育総務課〉	300千円
(46) 学校備品整備費（小学校）〈教育総務課〉	6,580千円
(47) 会計年度任用職員給与等（小学校費）〈学校教育課〉	△16,671千円
(48) 要保護及び準要保護児童就学援助費（小学校）〈学校教育課〉	△4,608千円
(49) 学校需用費（中学校）〈教育総務課〉	200千円
(50) 学校備品整備費（中学校）〈教育総務課〉	1,100千円
(51) 会計年度任用職員給与等（高等学校費）〈市高事務局〉	△3,867千円
(52) 臨時教員給料及び手当等（高等学校費）〈市高事務局〉	△18,712千円
(53) 会計年度任用職員給与等（幼稚園費）〈学校教育課〉	△27,700千円

(54) 幼稚園備品整備費〈学校教育課〉	1, 820千円
(55) 図書館関係経費〈社会教育課〉	△3, 863千円
(56) 中央公民館解体関係経費〈社会教育課〉	△27, 000千円
(57) 公債費元金〈財政課〉	△5, 900千円
(58) 公債費利子〈財政課〉	△12, 700千円

【歳入】

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	29,223,540千円	△290,375千円	28,933,165千円
16 県支出金	9,244,751千円	△78,056千円	9,166,695千円
17 財産収入	99,319千円	41千円	99,360千円
18 寄附金	513,087千円	300,000千円	813,087千円
19 繰入金	2,180,961千円	△6,070千円	2,174,891千円
20 諸収入	1,754,918千円	△10,945千円	1,743,973千円
21 市債	8,546,800千円	61,200千円	8,608,000千円
22 繰越金	708,716千円	859,711千円	1,568,427千円
歳入合計	114,451,717千円	835,506千円	115,287,223千円

【歳出】

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	9,019,176千円	1,257,363千円	10,276,539千円
3 民生費	54,904,161千円	△106,468千円	54,797,693千円
4 衛生費	13,202,022千円	△206,055千円	12,995,967千円
6 農林水産業費	1,518,536千円	△42,690千円	1,475,846千円
7 商工費	2,170,021千円	53,195千円	2,223,216千円
8 土木費	11,833,229千円	△236,608千円	11,596,621千円
10 教育費	9,191,734千円	135,369千円	9,327,103千円
12 公債費	8,884,309千円	△18,600千円	8,865,709千円
歳出合計	114,451,717千円	835,506千円	115,287,223千円

※ 繰越明許費補正（追加）

77件【 4, 409, 352千円】  
（前年度 58件 8,194,741千円）

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 道路照明灯LED化事業（道路維持課）

令和3年度にESCO事業として契約した道路照明灯LED化事業について、照明灯自立柱の損傷等の更新費用が必要となったことにより、令和4年度中に変更契約を締結、令和5年度以降にESCO事業者への支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

（限度額：38,850千円、期間：令和4年度から令和14年度まで）

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
114,451,717千円	835,506千円	115,287,223千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

（単位 千円）

区分	令和3年度	令和4年度	増減額
3月 補正計上額	△ 35,899	835,506	871,405
3月 補正後予算額	117,414,157	115,287,223	△ 2,126,934

食肉センター事業特別会計補正予算（第2号）

※繰越明許費

1件【 8,562千円】  
（前年度 1件 46,725千円）

水道事業会計補正予算（第3号）

半導体不足の影響により、制御盤等の製作にかかる部品の供給が見込めず、令和5年度の発注に変更するため、所要の補正を行う。

【資本的収入】

1 負担金（他会計負担金）…………… △50,000千円

補正前の額	補正額	計
1,284,356千円	△50,000千円	1,234,356千円